

リリモテラス公益施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、リリモテラス公益施設（以下「公益施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民をはじめ多くの人たちが出会い、新たなつながりを生み出す場を提供するとともに、個人又は団体が行う市内外に向けた発信力のある取組又は活動を推進するため、公益施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 前条の規定により設置する公益施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リリモテラス公益施設
- (2) 位置 長久手市勝入塚121番地

(事業)

第4条 公益施設で行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 「大学連携」、「観光交流」、「多文化共生」及び「子育て支援」に関する市民、団体等の交流促進事業
- (2) 観光及びまちづくり情報の発信、相談対応
- (3) 市民、団体等の自発的なまちづくり事業への支援
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用の許可)

第5条 公益施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、公益施設の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、公益施設の利用者又は公益施設を利用しようとする者が、次

の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 暴力団（長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 公益施設又はその附属設備を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

（利用者の義務）

第7条 利用者は、公益施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指示に従わなければならない。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 既に納入した使用料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公益施設の次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 第4条各号に規定する事業の運営に関する業務
- (2) 公益施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところによ

り、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に指定管理業務を行うことができると認められるものを指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保ができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (3) 第2条の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営ができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
 - (4) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公益施設の管理に関し必要な事項

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一

部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
 - (2) 第12条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
 - (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 第12条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(管理を行わせる場合の利用料金)

第15条 第11条の規定により公益施設の管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第9条に規定する使用料の額とする。

- 2 前項の場合において、利用者は、第9条の規定にかかわらず、前項に規定する利用料金を納付しなければならない。
- 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、公益施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 第12条の規定による指定管理者の指定の手続、利用の許可の申請その他リモテラス公益施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日の前においても、行うことができる。

別表（第9条関係）

区分	単位	使用料
活動室1（土間1を含む。）	1時間につき	1,000円
活動室2	1時間につき	500円
活動室3	1時間につき	1,000円
和室	1時間につき	500円